第1章

CGコード、会社法、上場規程の改正など
社外取締役をめぐる規制の経緯と近時の動向

【この章のエッセンス】

●社外取締役の選任は法改正やCGコードの導入を経て急速に普及したが、ISSの新基準(在任12年以上で独立性否定)により長期在任の社外役員の賛成率が低下している。

●議決権行使助言機関や機関投資家の影響力が増大しており、各社は独自の独立性基準や在任期間の上限の策定を迫られている。

はじめに

コーポレート・ガバナンス改革の進展に伴い、国内上場企業における社外取締役の選任は著しく普及した。東京証券取引所の調査によれば、プライム市場上場企業の大多数がすでに取締役会の3分の1以上を独立社外取締役で構成しており、2021年のコーポレートガバナンス・コード改訂以降、その割合は一段と高まっている。かつては「社外取締役は不要」とする経営者も少なくなかったが、今や社外取締役の選任は上場企業の標準的慣行として定着している。

そのようななか、議決権行使助言機関のISS(Institutional Shareholder Services)が2026年2月から「在任12年以上の社外役員は独立性に欠ける」とする新基準を適用したことで、長期間にわたり社外役員を務める人物に対する投資家の反対票が増加しており、2026年3月開催の定時株主総会においては、㈱ブリヂストンや㈱シマノなどの企業において長期在任の社外役員の選任議案で賛成率が大きく低下した。一方、上場企業のなかには、独自に社外取締役の独立性基準を策定・公表している企業もあるが、そのなかで在任期間の上限を設定する企業もある。たとえば、㈱ニチレイは社外取締役の在任期間の上限を6年[1]、東京海上ホールディングス㈱は原則として最長10年[2]としていることがうかがわれる。

このように、社外取締役の在任期間や独立性基準をめぐる議論が急速に活発化していることから、上場企業としてもこれらの動向を注視し、適切に対応をしていく必要がある。そこで、本特集では、来年以降の株主総会に向けて確認しておきたい社外取締役の在任期間・独立性基準等の留意点[3]について概観する。なお、本特集のうち意見にわたる部分は筆者の個人的見解に過ぎず、筆者の所属する法律事務所その他の組織の見解を代表するものではないことを、念のため付言しておく。

(1) https://www.nichirei.co.jp/corpo/governance/governance_policy.html
(2) https://www.tokiomarinehd.com/company/governance/corporate_governance/policy.html
(3) 紙幅との関係で逐一記載していないが、本特集における議論は基本的には社外監査役についても妥当する。

社外取締役の導入から選任義務化まで

(1) 商法改正および委員会等設置会社の登場

日本の会社法上、社外取締役の概念がはじめて登場したのは、2001年の商法改正の際であるが、そのときはどちらかというと幅広い人材確保のための責任限定契約の締結が可能な主体との点に議論の主眼があった。その後、2002年の改正で委員会等設置会社(現在の指名委員会等設置会社)の制度が導入された際には、監督機能の強化の観点から、指名委員会、監査委員会および報酬委員会の各委員会の委員の過半数を社外取締役とすることが求められるようになった。もっとも、当時は委